

福島県環境影響評価審査会議事概要

- 1 日 時 平成22年2月12日（金） 午後2時～午後3時40分
- 2 場 所 財団法人ふくしま市町村建設支援機構 ふくしま中町会館5階東会議室
- 3 出席者
 - (1) 福島県環境影響審査会 8名
 - (2) 福島県（事務局） 5名
 - (3) 傍聴者 4名

4 議事

議題の「郡山西部第一工業団地開発事業に係る環境影響評価方法書」について、資料に基づき事務局から説明を行った後、審議が行われた。発言要旨は以下のとおり。

（議長） 本日の議題は、郡山西部第一工業団地開発事業に係る環境評価方法書に対する知事意見に盛り込む内容(案)でございます。審議を進めていきたいと思っております。初めに、資料3の3ページの（1）総括的事項について、御質問、御意見がございましたらお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。統括的な内容でございますので、あるいは個別の評価の方から戻るということも可能かと思っておりますが、御質問、御意見がございましたらお願いしたいと思っております。

（委員） 今日、福島県の環境影響評価条例等の資料を持って来なかったの、教えてほしいのですが、環境保全措置までを方法書に書いて、それを評価しますが、そのときに、保全措置、保全対策としては、複数案を提示して検討せよというような項目はなかったでしょうか。

（事務局） 規定にそこまでは記載しておりません。

（委員） 福島県はそうですね。他の県では記載しているところもあります。

（議長） それがあると、いろいろな意味で比較できますね。

（委員） 今回の案件も、三期にわたって工事が進捗するときに、場合によっては、いろいろな案が、その都度よりベターな案が出てくる可能性があります。だから、それは予め予期してやるべきだと本当は思うのです。そのときになってからでは遅いかも。いわゆる順応的管理といいますか、それができないと、今度は長期にわたる大面積の工事ですから、本来は望ましかったと思っております。

（議長） 今後もぜひ、アセスに生かしたいと思っておりますので、御検討いただければと思います。しかし、どこから工事を始めるかということは結構大きく影響してくるような案件だと思います。今のところは、ちょっと包括的事項に盛り込める状況では

ないようです。

その他ございませんでしょうか。とりあえず項目つながりで2の環境影響評価項目及び手法について、(1)に大気環境がありますけれども、こちらの項目についての御質問、御意見がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。2の環境影響評価項目及び手法については、3のその他の前までで、それぞれ(1)の大気環境、(2)の水環境、(3)の動植物関係、(4)の景観などですが、これらについて、御質問、御意見はございませんでしょうか。

(委員) よろしいでしょうか。例えば資料4ページの(3)動植物についてです。例えばウのところに「希少種については」とありますけれども、確か現地でする魚が池にありましたですね。あれ自体は池を含めて対象事業実施区域よりちょっと外れているのですが、この文章の書き方にはそれも入りますか。それも意図していますでしょうか。

(議長) 事務局、どうぞ。

(事務局) 今、お話いただいた場所についても入るということで意見を書かせていただいております。実際の動植物の調査の範囲については、方法書155ページの図4-8-1に現地調査地域・調査地点というものがあまして、調査エリアに含まれておりますので、この意見の中では調査の中に含まれるというふうに考えております。

(委員) そうですね。その次の方法書156ページの予測地域に「予測地域は調査地域と同様とする」ということですから、池も含めて予測されるということですね。だから保全措置は行うということでしょうか。

(事務局) はい、そうです。

(委員) もし、そうでありますと、今の知事意見に盛り込む内容案の4ページの一番下のエと、次のオに関係するのですけれども、そこは文章が「対象事業実施区域内の」となっています。それから次のオも「対象区域内の」となっています。オのすぐ上の5ページの一番トップは「周辺の河川、ため池等でも同様の調査を行うこと」とありますが、このエとかオでは、周辺を行って、周辺はどうするかというのを読み取れないですね。でも、今、事務局から、当然、あるいは図4-8-1の位置図に基づいて予測評価もするという事だから、事業者は行うつもりになられているわけだと思いますので、この文章も「その区域内及び調査区域」か、「周辺区域の重要な河川についても」とか、エとオに何か付け加えておいた方がよいのではないかなという気がします。

(議長) 事務局、どうぞ。

(事務局) その表現については、検討させていただきたいと思います。

(委員) 例えば「区域内及び近傍の」とか、後で適当に入れてください。

もう一つ、こちらの参考資料の方に記述されているもので、11/14 ページのところに、カの上の3、「事業区域に西端の道路沿いにある小川、湿地は埋め立てないで、水生動植物の生息地として確保すること。」とありまして、それについて事業者が検討する、それを知事意見にも反映すると書いてあります。しかしながら、その知事意見に対してどの部分がそれに該当するのかが、ちょっと読んだ感じでは読み取れないのですが、今、寸前に質問しましたところに関しては、ここは今言っている西側道路沿いは事業区域内ですよ。

(事務局) 事業区域内です。

(委員) 事業区域内に入っていることはわかりますけども、どうやって小川・湿地を埋め立てないで生息地を確保するのかという出口は、今のエとオあたりで読み取れているということでもよろしいのですね。この事業者は公園にすると書いてあるので、公園にしなから保全対策を行うということも事業者は保全の中で考えているんですね。

(事務局) ここにつきましては、今先生が言われたオのところ、対象事業実施区域内のため池、湿地に生息する動植物を、必要に応じてと、ここは検討していただいているところだと思っておりますけども、現況地形、ここが今の小川・湿地を埋め立てないで、そこで、それより内部にある湿地等に生息するものを移植するなどして代償措置にするといったことも検討させていただきたいという意味で書かせていただきました。

(委員) ここは調節池の方は代償措置でもよろしいのですけれども、オの「必要に応じて現況地形を保存したり」とか、そうしないと現況地形を活用した代償措置だけだと、場合によってはよいかもしれませんが、現況地形の保全も考えていただいた方がよいかもしれませんね。なにしろ、希少種は現在ある環境を保存することが一番、その種の保護にとって効果的だと、最近はそういうことになっていますので、私は公園とかレクリエーションゾーンは、むしろ開発した工業団地内につくるべきだと思っております。自然を壊してレクリエーションゾーンをつくる必要はないと思うので、オのところは「必要に応じて現況地形の保存や」とした方が、私はよろしいかと思っております。

(議長) 希少種、絶滅危惧種の話は、場所などが特定されないという形で、議論の中では御注意いただきたいということになるのですが、今申したように、単純に多分池をつくることで環境をそのままに代替措置をとることで、絶滅危惧種が守られる

という状況ではないというのは、多分、大方の委員の皆さんの現地を調査しての結果だと思えます。ですから、今、委員から御指摘のあったこの地点というのは、おそらく、単に公園にするということではなくて、今の全体の環境をどう維持するか、どう保存するかということに掛かっているかと思えますので、そのあたりは事業者にわかるような知事意見にまとめ直すということで修正していただきたいと思いますが、よろしいですか。

＜異議なしの声＞

(議長) 多分、他の先生方もそういうことを思いながらも、ちょっと確認がしにくいところがあるかもしれませんが、ここはよろしくお願いしたいと思えます。絶滅危惧種については、環境保全というものを大切にしないといけないと思えますので、よろしくお願いしたいと思えます。

その他ございますでしょうか。

(委員) ちょっと教えてほしいのですが、私の勘違いかも知りません。知事意見に盛り込む内容案の4ページのところで、(2)の水環境について、その次のイのところでは、「調節池の水質については、隣接する工業団地の実績を用いるなどして定量的に」、その次のところで、「また、水質悪化が懸念されるため、評価項目に富栄養化を追加するとともに」と書いてあるのですが、果たしてここまでやらなければならないことなのだろうか、あるいは調節池というのは、私もあちこち興味を持って見ているのですが、雨が降った後にすぐまた抜いてしまいまして、空にしておかないと調節池の役目は果たせませんし、そういう中で、評価項目にこういう富栄養化を追加すべきなのかどうか、そのあたりの趣旨が私もちょっとぴんこないものだし、いや、これは是非こうしておいた方がよいのだということであればちょっと教えていただきたいと思えます。

(事務局) ここにつきましては、庁内担当課から意見が出ております。その理由としましては、調節池につきましては水が溜まると水質悪化になってしまう、常に動いて流れていけば水質悪化しにくいと、そういう調節池の構造的なものです。今回の計画については調節池が2つありまして、片方は雨水だけを集めて流す調節池、もう1つは工場から出る排水のみを溜めて流す調節池です。そうしますと、工場からの排水のみを希釈されずにそのまま溜める調節池については水質悪化の可能性がある。そのような2つの視点から富栄養化という言葉が事業関係で入れたということを知っております。

(委員) 既存の第二工業団地の方は、雨も汚水も入るわけでしょう、調節池ですよ。今回の案件では、五百川に入る方へは汚水は入れない、雨水だけです。

(事務局) 藤田川の方でしょうか。

(委員) 藤田川ではない方です。それは雨だけでしょう。その後どうなのですか。私

が一番最初に疑問を持ったのは、調節池のゲートは誰が管理するのですかと見学のときに聞かせてもらったのですが、これは郡山市河川課の河川構造物だから、ゲートはちゃんと河川課で管理しますという話だった。大抵雨が上がってしまえば水を抜いてしまうのですね、ゲートを。そうするとあそこに水が溜まっているという状態などはほとんどなく、底の方には溜まっていますけれども、ほとんどない。あくまでも洪水調節用という感じの名前どおりの調節池だと思うし、だから果たして評価項目に、この富栄養化という概念を入れなければいけないのかどうかということをおもったので、ちょっと聞いてみただけです。ぜひ必要だということでしたら私は構わないと思います。

(議長) 単に調節池というより排水もあるので、基本的には先生がおっしゃるような形で多分、水を抜いているのだらうと思うのですが、安全面のために入れておくという形になると私は読み取ったのですが。

(委員) 私も、その趣旨がよくわからなかったものだから、やはりそこまでやらなければいけないものかなと思いました。

(議長) どうぞ、委員。

(委員) そのことに関係して、私も、このアセスメントではどこまで、できるのかということが不安ながら思いました。要するにこの参考資料の5/14ページの今のところなのですが、そういう意味で事業者の見解は、汚水の処理は工業団地に入る企業に適正な管理及び処理・処分を義務付けるというように書いてあったわけです。こういうアセスメントでは、工業団地としての規定というものはどこまで適用されるのかということが、私もちょっと分かりかねるのですが、ただ、各工場に任せるといところが気になったので、5/14ページのような意見を出したのです。

それで、そのあたりは先生方にちょっと議論をしていただきたいと思ってお出ししたのです。つまり、アセスメントで、他の委員がおっしゃるように、どこまでそういうことを要求できるのかということが私もわからなかったのですが、各企業に任せるといのもちょっとどうなのかなと思ってこの意見を出したわけです。

(委員) 先の委員がそのようなことをおっしゃったから言うわけではないのですが、アセスを行うにもお金がかかるんですよ、実際にです。だから本当に必要なものならやらなければいけないのだらうけど、そうでなければ、何でもかんでも項目として挙げて、評価項目にということだと、後で周辺にも影響してくるのではないのかと思います。例えば、これはため池などということだと考えると、やっぱりこういうことを考えなくてはならないだらうけども、どうせ雨が降って、そういう洪水機能がなくなれば抜いてしまって、ほとんど底が見えている状態だよと。だから私も、これだけ3.6ヘクタールもこういう雨水調節池に使う必要があるのなら、その上にテニスコートでもこしらえたり、何かポリケースの簡単な構造物をこしらえ

て、駐車場でも何にでも地下は使うなど、そういうようなことをやればよいのではないかと。だから管理は、こういう工業団地の調節池のゲートの管理はどこがやるのだろうかというのが私も一番気になって、この工業団地の中で誰かが好き勝手にやるというのであれば、これは水が溜まった状態で、次の雨まで待つなんていうことになるかも知れないから。でも、河川課が定期的に水を抜く、ちゃんと雨が上がったら抜いてしまうというのであれば、ここまでやる必要があるのかなと思ったからなのです。だからこうしなければいけないということは考えていません。

(議長) 他にも、これから準備書段階できちんと出してもらおうような、そういう意味だというふうに私は理解していました。

(事務局) 今の議長のお話にあったとおり、現段階は方法書ですので、ただ、その方法書もどういった管理をするかということ踏まえて審査をいただくということが前提にあるのですが、今出ているこの書面の中で、その可能性がある部分について審査いただいて、これは庁内関係課が書いた意見ですが、そちらの課の意見としてはこういうものを入れた方がよいのではないかとということでした。ただ、現時点でそこまで必要ないということであれば、それは、全体的にはこういう水質悪化に対して評価をする、全体の水質の評価の中でもよいのではないかとということであれば、それは構わないと思います。

(委員) 私もこうしなければいけないというような考えはないのですが、ただ、この項目を入れてしまえば、次またこういう案件が出てきたら、必ずこういう項目を福島県の場合は入れなければならないということになって、他に影響していきはしないかと思っています。このような調節池の問題は結構出てきますから。だから、それだけの話で、そういう心配をしているだけです。

(事務局) ただ、基本的に我々は環境の視点から見ているわけです。その場合に、いわゆる環境影響が懸念されるようなものについてはなるべく加えていきながら、それに先生方の意見だとか、また県民の意見とか、いわゆる関係市町村長の意見とかがありますが、いずれにせよ懸念されるものについてはどうするか、まさに審査会の方でご議論いただいて結構なのですけれども、基本的に我々としてはやはり幅広くとらえながら意見を作っていきたい。しかし、今先生がおっしゃったように、あまり過度な負担になるようなことになってはいけないということが確かにあるかと思っています。明らかに分かるようなことをわざわざやる必要は全くないので、そこはまたその中でご議論いただいて、また、我々は我々の中で、いわゆる関係各課ともそのあたりを調整しながら行っていきたいと思っております。

(議長) 実際に、調節池の容量や構造については、きちんと事業計画書の中で出さなければいけないでしょうし、計算も含めてですが。

(事務局) 具体的に、この物事を逆にした場合は、また別の話になりますし、今現在は方法書の段階でどうなるかというところなものですから、それをいかにやっていくかということとはまた別の話になります。

(議長) 今の段階でどうでしょう。安全側ということも考慮して、入れておいていただくということはどうでしょうか。

(委員) それで十分です。そういう意見で。

(議長) 確かに委員がおっしゃるように、何でも入れるということではなかなか進まない部分がありますので、今回はそういう意味で方法書の段階で入れておいていただくということで御確認いただければと思います。その他ございませんでしょうか。

(委員) 温室効果ガスについて、私も、このような意見を入れてよいものかと思いつながら意見を出したのですが、以前のこういう開発のときにこういった考えを入れるということは多分なかったと思いますが、こういうふうに意見に盛り込まれているわけですが、一応、事務局の方の意見案としては、温暖化の負荷量を定量的に出すわけですが、このくらい出すと、やはりこれを抑えるように指導しますよとか、一応今回は数値的にどういうふうになるのか、その数値だけをはっきりさせていただければよいのか、そのような方向性があると思うのですが、事務局としてはどういう方向性でこの項目というものを考えていらっしゃるのでしょうか。

(事務局) 今回いただきました御意見をもとに、県の環境影響評価技術指針の中では、こういった工業団地造成事業の場合には、工場の稼働時のみ温室効果ガスの量を評価対象とするという形になっております。ただ、指針は例示ですので、当然ながら事業によっては足したり引いたりするということになります。

それを踏まえまして、今回は造成工事なり工場設置の部分を加えて二酸化炭素量について評価してくださいということにさせていただきました。その仕上がりといえますか、では、どういう方法でという今の御質問だと思いますけれども、想定としては、いわゆる標準的なものに対してどの程度削減、回避・低減していく方向、それと、まさに数字があれば整合がとれるわけですがけれども、今回、森林は伐採しますし、そこに新しいものを建てるので、全体としてみればCO₂は増えるということが明らかです。ただ一方で、排出源単位的という考え方もありまして、全体的に増えるものに対しては、例えばある業種の工場が稼働したときの平均的な排出量、これは製品製造量あたりとか、そういったエネルギー量を減らすとか、それによってCO₂を減らすといった排出源単位的な考え方が示されたところです。

それから、例えば植林、工場敷地に植林をして、それでCO₂を吸収してもらおうとか、なかなか数字で、これというよりは、回避・低減をするという考え方で評価をしていただきたいというふうに考えております。

(議長) (5)の温室効果ガスの項目は、今回のような案件で出できますが、実際に工場を設置するときにはアセスをするときには、例えばエネルギー産業はこのくらいとか、製造業はこのくらいとかという比率を出して排出量を出す。それでアセスをやって問題ありませんよということでこういう計画書が出てくるわけです。そのときに、実際に、エネルギー産業だけが立地して二酸化炭素を大量に排出したときはどうするのか、そういう話です。そういうときの規制というものになると、先ほど総括事項の(3)のところの事後調査の評価というところに入るといって評価基準、そういう意味なのです。だから、それをどういうふうに、例えば県のアセスはあくまでも工業団地なのだけれども、もちろんエネルギー産業だったら別にアセスの項目がかかると思うのですが、そうではなくて、小さな二次産業などが集積してしまったり、排出量を見たときに、どういうふうにそれを評価して、アセスとリンクさせるのかという問題が残っているという話なのです。

(事務局) 実際に今回の場合に、事業が2つにわたってしまっていて、造成の工事と、それから工場が入って稼働するという2つの要因がありまして、その後段の工場が入って実際に工場が稼働した場合にどのような影響があるかというのは、確かに事後調査の必要性が、いただいた御意見の中でもそういった御意見がありまして、事後調査が必要なのではないかと考えております。

一方で、CO₂を排出する企業を、例えばその量が多い企業が福島県に来られないかということ、勿論そういった基準はございません。まさにそれを評価するのがアセスです。排出量をいかに回避・低減していくかということがアセスですので、そこは、今後出てくる準備書なりの状況を見ながら、また御審査をいただきたいと思っております。

(議長) 審査の権限はそこから外れますよね。今回はあくまでも平均的な事業所で検討され、その上で、多分計画書も、おそらく具体的な企業名があって、こういうものがあるからこれをつくるといふのでしたらイメージがつきますけれども、やっぱり準備しておいて入ってきていただくという、このようなための準備書でしょうから、そうすると、入ってくる企業というのはどういう業種が入ってくるかというのは全くわからないという状況の中で、むしろその影響がなければよいのですが、影響が大きかった場合にどういうふうに関環境アセスとの整合性をとるのかという問題が残っているのではないかと思います。

(事務局) 非常に難しい話です。結局、工業団地だということで、実際にどのような企業が立地されるかというのは、ある程度は限定されるのでしようけれども、非常に難しいのは具体的な企業が明確ではないということで、例えば、いわゆるCO₂なり、SO₂などの温室効果ガスは、全部そうですけれども、結局想定できないといえますか、想定せざるを得ないといえますか、そういう意味での評価の仕掛けがなかなか難しいというふうに思います。実際には個別の企業が来て、相当CO₂を排出するような工場がもし仮に来た場合には、そこはそこの段階で、いわゆる個別

指導の中で考えざるを得ないのかなど。ですから、アセスもやっぱりある意味での限界といいますか、何がという具体的なものがないわけですから、ここはそれなりのところで評価せざるを得ないというのが現状ではないかと思えます。

(議長) そもそも限界があるということですね。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

(委員) 前に戻りますが、資料3の3ページ、大きな2番、環境影響評価項目及び手法についての(1)大気環境についてのことなのですが、言葉じりかもしれませんが質問です。その文章の後半のところに、「周辺の地形、住宅の立地状況等を勘案して決定すること。」と、この調査地点の設定にあたってですね。それに関わり、こちらの方法書の126ページあたりを見ますと、このあたりに選定する場所があるなど、そのうち特に、工場の稼働による大気質の予測地域というのがあって、これが実際に、それは造成が終わって稼働といいますか、供用が始まった後の状況が周辺の地域に対してどういう影響を与えるかという点から選ぶのではないかと思うのですが、どの程度の広さの場所で土地利用の状況が変わったことが周辺の地域にどのような大気質の影響を与えるかということについての定量的な耐久性といいますか、そういうものはあるのでしょうか。

(議長) 私が答えた方がよいと思うのですがけれども、方法書の122ページを開いていただくと、卓越風向は実は西北西だけではなく、北北東と南、南西方向もあります。したがって、要するに北北西だったら東側の方向の地点のところ、それから南だったら、高森のところの上の北側の地点で、これは一応、大体、大気質が変わらないと思います。ところが住宅地というのが南側にもあるわけです。北東の風とかが吹いてしまうと、実はこの辺の地点名の上伊豆島というところが載っておりますが、ここに調査ポイントを示す黒点があるのでしょうか。建設機械の稼働に係る粉じんの予測地点と書いてあるのですが、ここは大気質の予測地点では必ずしもないということがあります。

それで、地形が変わったからということではなく、ここで言っていることが、住宅立地条件を勘案してと、住宅が西側の方に幾つかたくさんあるところがありますので、そういう地点で大丈夫かどうかということを検討してくださいというのが実は趣旨でした。

それで、委員がおっしゃるように、大気質の問題というのは地形の問題ではなく、先ほど申しあげましたように、この工業団地の中にいろいろな業種が入るわけですが、その業種があくまでも平均的な排出量でもって計算されてくるものですから、一定方向に何が出てくるかわからないということがあって、一定程度の広さをもった上でアセスをしないといけないだろうと思います。

それから、どちらかというとこれは卓越風向が異なることや周辺の地形、住宅の立地条件というのは、立地条件でもって卓越風向が変わるのではなくて、卓越風向で、なおかつ周辺の地形と、それから住宅地の立地というのは現在の立地条件に合

わせて、込み入っているところとか、大きいところについてはきちんと評価してくださいということをつたつもりなのです。要するに、今住んでいる人がたくさんいるところが評価の対象になっていないのです。

(委員) 住宅の立地状況についてはわかりました。地形のところがあったものですから、これは周りを見ても丘陵地と台地、低地、傾斜地というか、そのような地形で大気環境を大きく変えるようなことになるものかどうか、そうでなくて造成地域だけの影響かどうかとか、そのあたりがよくわからなかったものからです。

(議長) 多分、このすぐ近くの地点というのは、あの山が切れると、風の方向がすぐ変わると思います。

(委員) あのくらいの山ですか。

(議長) 後ろの方はあまり変わらないのですが、山のすそ野に全部集落がありますよね。そうすると、山があるかないかによってもろにかかってくる地点があるのです。ですから、その意味では山を削った時点でも予測評価と、今、現に観測しているときは山があるときの風の調査というものを調べますので、そこを踏まえて、多分ですから、今のところは西風の北西方向は多分季節風の強い部分だと思うのですが、これは実をいうと、ここの地点で観測すると、この山の影響ですっと下っていく可能性がある場合もあるのです。結構これは山の影響がありますので。

(委員) 大気候、中気候というところの、小さい方の気候のことなんですね。

(議長) そうです。あの山があるかなしかで、多分この近隣の家の風は変わってくると思います。

(事務局) この地形の部分でもう一つ補足させていただければ、実際に方法書に載っている風向というのは離れた場所なのです。郡山市の安積町のデータですので、この熱海の地域とはまた地形的な差もあって、そういったものも勘案してというふうな意味も含めて地形というものは入れさせていただきました。

(委員) わかりました。

(議長) その他いかがでしょうか。もし意見が出尽くしているようであれば、一応審議を終わりにしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは確認をさせていただきますが、大変重要な御意見という形で、資料3の4ページのエ、それから5ページのオについての対象事業実施地域及びこれはどのように修正すればよいのか直ぐには提案できませんが、我々委員の意見としては、やはり近傍地域、対象事業実施地域及び影響する可能性のある近傍地域というふう

に、そういうところのため池・湿地及び多様な生物が生息云々という形で、場所を本来の絶滅危惧種の保全という観点から入れるということが1点です。

それから、オの文章の「現況地形や調節池を活用する等した代償措置を検討すること」という意味では、現地形を残すということを明確に入れておいた方がよいのではないかと思います。そういう方向で修正していただきたいと思います。

それから、委員から御指摘いただいたことは、安全のために一応ここに入れさせておいていただくということで修正をするということで、知事意見に盛り込む内容を確認をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

＜異議なしの声＞

それでは、そのような形で知事意見に盛り込む内容を確認させていただきたいと思います。ありがとうございました。

(委員) 先ほど次長のお話で、アセス法の改正の話がありました。ことし22年中ですね。されど、新しいアセス法、特に事前回避ですか、それはこの知事意見が今回の審査会を経て3月4日に出ますから、いずれアセス法の改正後の規則は、本件については取り込まないですよ。決まりですね。

(事務局) はい、そうです。盛り込むことは、なかなか難しいです。

(委員) それからもう一つ、前にも申し上げたかもしれませんが、5ページの力の猛禽類の調査につきまして、猛禽類保護の進め方が平成8年8月に環境省、当時の環境庁が出しましたけども、今まさに風力発電のマニュアルと、猛禽類保護の進め方については改訂版の作業中で、環境省の意向では4月のできるだけ早くに改訂版を流布させたいといっているわけです。だけれども、3月4日に知事意見が出ますので、これはもうこれでいくしかないということですね、そう思います。多少、例えば今回の工業団地で生息しそうな猛禽類を予測しますと、その新旧の進め方のガイドラインで調査方法が変わる可能性があるのです。例えば、自然保護団体からは、なぜ新しい方法でやらないのかといわれる可能性があります。そのときに、今日の審査会は3月4日の知事意見に向けて改定前に開催したので、それに準拠せざるを得ないということで、それが普通ですよ。されど、新しい方法で事業者さんも、喜んでといったらおかしいですけども、例えばやりやすいですとか、当然そうだとかというような合意点があれば新しいものを取り込んでもよいのではないかと思うのですけれども、それはどういうふうにしたらよいのでしょうか。

(事務局) 県としては、もちろん我々は何かというのは、やっぱり事業がスムーズに進むことと、環境にいかに関与を及ぼさないかということが基本的な考え方として、先ほどいいましたような法律が変わるとかという話とは別に、いわゆる調査方法も変わるという、少し次元が違うかなというふうには感じます。

このまま行きますと、例えば準備書が出てきた段階でいろいろなところから意見が出てきて、この調査をもう一度やれという話が出てくるようなことも十分考えら

れるわけです。それでしたら、むしろそのことに関しては新しいものを取り入れるべきものについては取り入れたらよいのではないかというような考えもあるかもしれません。ですから、ここでもし書き込めるのであれば、明らかに新しい調査方法が出ているということであれば、ここにその調査方法について、改訂されたものの調査方法だとか、それは述べることができるのではないかという感じがするのです。ちょっとそこを先生の方からむしろ情報をいただかないとなかなか難しい部分もありますけども、明らかに、実際にこの事業が動き出す前に、調査を行う前に、もし決まるのであれば、むしろやった方が二重の手間がかからなくて、またスムーズにいくと考えたら、その方法がよいかないという感じはします。

(委員) 栃木県のアセス審査会の方でもちょっと関係して、先日あったところでは、騒音基準が平成25年4月1日からデシベルの基準が変わるとかで、今、審議案件になっている事業者は既にそれを先取りしてその基準で事業の影響をカバーする、あるいは評価すると言っています。ですから事業者自身が先取りすることもあるのです。栃木県自身は別に、先取りしなくてよいとは言っていないけれども、強制ではないと、現行基準で構わないのです。だけれども、事業者が先取りするというのは、それはよいのですよ。

ですから、これは猛禽類保護の進め方に限らず、方法書が終わって準備書を準備する段階で、周辺状況が変わったときは取り込めるものは取り込むと、事業者がオーケーと言えはすよ、強制はできないですから。基準は今日3月4日までに変わっていないから、それは強制はできないけれども、取り込めるものは取り込むことが望ましいという文面をつけておけば、どんなものが変化しても対応できるのではないかと思います。

(議長) 今の委員の話は、総括事項(1)のところに、「選定した項目、手法等を見直すとともに」とありますけれども、この中に先取りの項目を審査会として入れておくという形でどうでしょうか。そういうことは可能ですか。

(委員) 強制ではなくてね。

(議長) 強制ではなく、多分それを遡って行うようにというのは、実際に委員は御承知のとおり、できないと思うので、ただ望ましいという意味では、多分載せていただいが方がよいと思いますが。

(事務局) 総括事項の(1)のところで、「環境影響評価を行う過程において、項目、手法等の選定に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定した項目、手法等を見直すとともに、追加的な調査、予測、評価を行うなど、適切に対応すること。」ということで、かなり極端に変わった場合とか、そういった場合には、むしろ積極的に使ってくださいと総括的事項で述べているので、むしろそれはやってもらった方がよいのかという感じはします。

(議長) わかりました。そうすると、行政指導といいましょうか、これはそういうことを意味するのですよということを書いてもらうと。

(委員) 手法も書いてですね。ただし、原則はやはり3月4日の、なにしろ先ほどの文章では「猛禽類保護の進め方(平成8年・・・)」と明記してしまっているの。

(事務局) 明確に書いてしまうとそういうことなのですね。

(委員) それは新しい手法で行うようにとは言えないですね。

(議長) そういうことですので。次どうぞ。

(委員) 私の記憶違いかどうか、以前の知事意見で、はっきりと「最新の手法で」という文言があったような記憶があります。そう書けばもっとはっきりすると思います。今の文章でも、新たな事情、例えば、現地とか計画とかの変更ということだけではなくて、評価方法が変わった場合も含まれるものとしては、この文章でも十分だと思います。

(議長) 例えば審査会にとって都合のよい解釈と、それから事業者にとっての都合のよい解釈というのがあるかと思いますが、一応この中に含めて指導していただく形でよろしいでしょうか。

(事務局) その点は、委員からお話がありました調査方法、いわゆる公定法なりマニュアルなり、そういったものは「最新のものを使用するように」という言葉はつけ加えるような方向で考えたいと思います。

(議長) わかりました。そうしますと、その修正を踏まえて3点ですね。そのようなことで知事意見に盛り込む内容として確認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<異議なしの声>

(議長) それでは御確認いただいたということで、ありがとうございました。

以上